

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 穂波学園

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人穂波学園（以下「当法人」という）の理事・監事、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員等（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

### (役員等の区分)

第2条 役員等を次のとおり区分する。

- (1) 常勤役員とはこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤役員等とは、常勤役員以外の役員等をいう。

### (常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて算定した額を支給する。

- (1) 報酬については、年俸制とし別表1に定める額
- (2) 退職金については、別表2に定める算式により算出される額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第22条の規定に準ずる額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて算定した額を支給する。

- (1) 報酬については別表3に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、交通費、宿泊料の実費を支給する。
- (3) 退任慰労金については、別表4に定める算式により算出される額

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表5の定めによるものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第4条2項に準じた日とする。
- (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2カ月以内に支給する。

- (3) 常勤役員が死亡した場合、前2号については、その遺族に支払う。
- 2 非常勤役員等に対する報酬等は、次の各号により支給する。
- (1) 報酬等は当該会議に出席した都度、支給する。
- (2) 退任慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退任した後2カ月以内に支給する。但し、再任する場合はこの限りではない。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬等を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、解任又は死亡の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

- 第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、理事長が定める。

附則

この規程は、平成29年6月12日 施行  
平成29年4月 1日 適用  
令和 2年3月 9日 第1条、第2条、第3条、  
第4条、第6条、第7条改訂  
第2条2項 削除  
第6条(3) 挿入  
(令和2年4月1日 適用)

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬額 (税抜き)
※理事会、評議員会の決議を得て決定する。	

別表 2 (常勤役員等の退職金算定式)

<p>最終報酬月額×在任年数×係数                      (上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割として満たない場合は切りすてる。)</p>
---

別表 3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員選任・解任委員

	日額 (税抜き)
委員会等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 評議員

	日額 (税抜き)
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(3) 理事

	日額 (税抜き)
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(4) 監事

	日額（税抜き）
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(5) 第三者委員

	日額（税抜き）
委員会等への出席	5,000 円 ～100,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円 ～100,000 円

※支給金額は当該会議の内容により理事長が決定する。

別表 4（非常勤役員等の退任慰労金算定式）

在任期間	退任慰労金
1年 ～ 4年	50,000円
5年 ～ 8年	80,000円
9年 ～ 12年	110,000円
13年 ～ 16年	140,000円
17年 ～ 20年	170,000円
20年以上	200,000円

※以降4年ごとに30,000円を加算する。

※年の途中で退任及び死亡の場合は一年として切り上げ、解任の場合は切り捨てる。

別表 5 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。